

## 6 間接税（消費税以外）

### 9-88 酒税法における酒類の定義及び分類（平成12年4月18日税制調査会）

酒税法における酒類の定義及び分類

種類 (酒税法第3条)	品目 (酒税法第4条)	おもな製造方法	備考	
酒類 (定義—アルコール分1度以上の飲料をいう。(酒税法第2条))	清酒	*米・米こうじ・水を原料として発酵させてこしたもの *米・米こうじ・水・その他政令で定める物品を原料として発酵させてこしたもの		
	合成清酒	*アルコール・しょうちゅう・ぶどう糖等を原料として製造した酒類で清酒に類似するもの		
	しょうちゅう	しょうちゅう甲類	*アルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留したものでアルコール分36度未満のもの	
		しょうちゅう乙類	*アルコール含有物を上記以外の蒸留機で蒸留したものでアルコール分45度以下のもの	
	みりん	*米・米こうじにしょうちゅう又はアルコール・その他政令で定める物品を加えてこしたもの		
	ビール	*麦芽・ホップ・水を原料として発酵させたもの		
	果実酒類	果実酒	*果実を原料として発酵させたもの	(例) ぶどう酒、りんご酒
		甘味果実酒	*果実酒に糖類・ブランデー等を混和したもの	
	ウイスキー類	ウイスキー	*発酵させた穀類・水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの	
		ブランデー	*果実・水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの	
	スピリッツ類	スピリッツ	*清酒からウイスキー類までのいずれにも該当しない酒類でエキス分が2度未満のもの	(例) ジン、ウォッカ、ラム
		原料用アルコール	*アルコール含有物を蒸留したものでアルコール分45度を超えるもの	
リキュール類		*酒類と糖類等を原料とした酒類でエキス分が2度以上のもの	(例) ペパーミント、キュラソー	
雑酒	発泡酒	*麦芽を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの		
	粉末酒	*溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの		
	その他の雑酒	*清酒から粉末酒までのいずれにも該当しない酒類	(例) 濁酒、赤酒	

(出所) 税制調査会関係資料集。

9-89 酒税の税率（現行法；本則ベース）（平成12年7月税制調査会）

酒税の税率（現行法；本則ベース）

区分		基準 アルコール分	1kℓ当たり税額	アルコール分 1度当たり税率
		度	円	円
清	酒	15.0	140,500	9,367
合	清 酒	15.0	79,300	5,287
しょうちゅう	しょうちゅう甲類	25.0	248,100	9,924
	しょうちゅう乙類			
み	り	13.5	21,600	1,600
ビ	ー	(5.0)	222,000	44,400
	ル	(12.0)	56,500	4,708
果実酒類	果実酒	12.0	98,600	8,217
ウイスキー類	ウイスキー	40.0	409,000	10,225
	ブランデー			
スピリッツ類	スピリッツ	37.0	367,188	9,924
	原料用アルコール			
リキユ	ール類	12.0	119,088	9,924
	発泡酒（麦芽50%以上）	(5.0)	222,000	44,400
雑酒	〃（麦芽25～50%未満）	(5.0)	152,700	30,540
	〃（その他）	(5.0)	105,000	21,000
	粉末酒	—	320,500	—
	その他の雑酒（みりん類似）	13.5	21,600	1,600
	〃（その他）	12.0	98,600	8,217

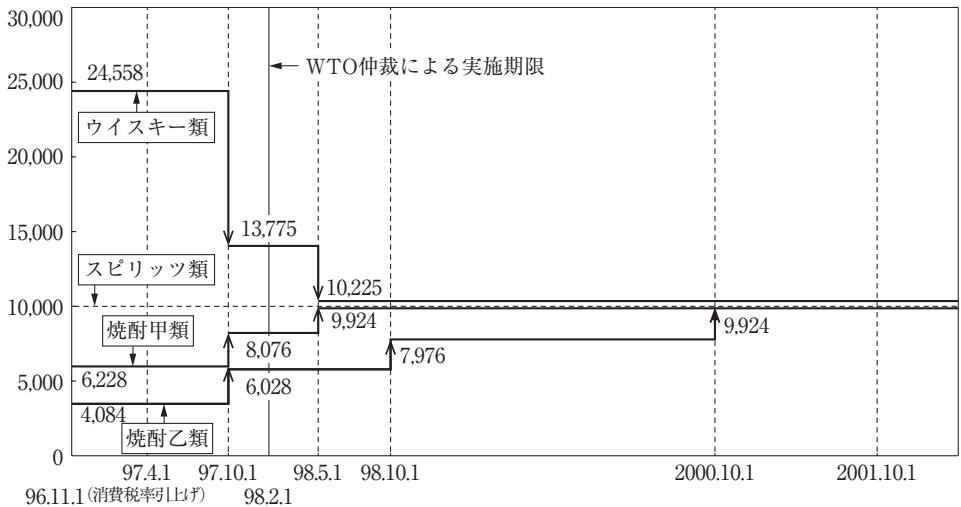
(注) 1 しょうちゅう乙類に平成12年9月30日まで適用される税率は、1kℓ当たり199,400円（アルコール分1度当たり7,976円）である。  
 2 ビール、果実酒及び発泡酒の基準アルコール分は、平均的なアルコール分である。  
 3 個々の酒類に対する税率は、そのアルコール分に応じて加減算される（ただし、ビール、果実酒及び発泡酒を除く。）。  
 (出所) 税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」（平成12年7月14日）。

9-90 蒸留酒に係る酒税改正の実施時期（平成9年度改正・10年度改正）

（平成12年12月1日税制調査会）

蒸留酒に係る酒税改正の実施時期（平成9年度改正・10年度改正）

（税率：円/kℓ）（アルコール分1度当たり）



(出所) 税制調査会関係資料集。

## 9-91 蒸留酒に係る酒税格差問題の主な論点及び我が国の主張 (平成8年4月23日税制調査会)

蒸留酒に係る酒税格差問題の主な論点及び我が国の主張

ウイスキー・ブランデー及びスピリッツ等としょうちゅう（甲類・乙類）は同種の製品ないし直接競合又は代替可能な製品であり、しょうちゅうに対し輸入ウイスキー等より低い従量税率を適用する日本の酒税は、しょうちゅうの国内生産に保護を与えており、ガット協定第3条に違反しているのではないか。

### 1. 直接競合・代替可能関係

しょうちゅうと輸入ウイスキー等は、直接競合又は代替可能な関係にあるのではないか。

⇨ しょうちゅうとウイスキーの価格や消費の動向等を見れば、しょうちゅうとウイスキーの間に直接競合・代替可能関係はない。

### 2. 保護の目的

日本の蒸留酒に対する課税は、しょうちゅうの国内生産を保護する目的を持っているのではないか。

⇨ 蒸留酒に係る酒税については、1989年の税制改革の一環として、抜本的な改革が行われ、現行の従量税率は、税負担の公平性や消費者の選択に対する中立性の観点を踏まえ、各酒類の平均的な小売価格の違いを勘案して設定されたものであり、しょうちゅうの国内生産の保護を目的としたものではない。

### 3. 保護の効果

ほとんど日本でしか生産されていないしょうちゅうに対して、輸入ウイスキー

等より低い従量税率を適用することは、しょうちゅうの国内生産を保護する効果を有しているのではないか。

- ⇨ しょうちゅうは韓国をはじめ東南アジアから東アジアにおいて広く生産されている酒であり、また、我が国に大量に輸入されており、日本固有の製品ではない。
- ⇨ 小売価格に対する税負担割合は、輸入ウイスキーもしょうちゅうもほぼ同じ程度となっており、しょうちゅうの国内生産を保護する効果を有するものではない。  
(出所) 税制調査会関係資料集

## 9-92 上級委員会報告（パネル報告）の概要 (平成8年11月12日税制調査会)

上級委員会報告（パネル報告）の概要

### 1. ガット第3条との整合性の判断基準

- (1) 同種の製品（ガット第3条2第1文）
- ① 製品が「同種」のものであるかどうか
  - ② 同種であれば、輸入品に適用される税は、同種の国内産品に適用される税を超えているかどうか
- (2) 直接競合・代替可能産品（ガット第3条2第2文）
- ① 製品が「直接競合又は代替可能」なものであるかどうか
  - ② 直接競合又は代替可能であれば、産品に対する税が「同様に課税」されているかどうか
  - ③ 同様に課税されていなければ、それが「国内生産に保護を与えるように適用」されているかどうか
2. 同種の産品（第3条2第1文）
- (1) 同種の産品の認定  
最終用途及び物理的性状の共通性や定義がほとんど同一であること等から、しょうちゅう（甲類及び乙類）とウォッカは、「同種の産品」である。
- (2) 税格差

しょうちゅうに低い税率（甲類155,700円／kl、1度当たり6,228円／kl。乙類102,100円／kl、1度当たり4,084円／kl）が適用されていることは、ウォッカ（377,230円／kl、1度当たり9,927円／kl）に対してしょうちゅうを超える課税を行っていることになるので、ガット第3条2第1文に違反する。

### 3. 直接競合・代替可能産品（第3条2第2文）

#### (1) 直接競合・代替可能産品の認定

すべての産品が同じ蒸留酒であること、また、対象産品の間にかかなりの代替性があることから、「しょうちゅう（甲類及び乙類）」と「ウォッカ以外のすべての蒸留酒（リキュールを含む）」は、「直接競合・代替可能産品」である。

#### (2) 同様に課税

「同様に課税」されているかどうかの判断基準としては、「容量当たりの税額」、「アルコール度数当たりの税額」、「従価税」

及び「税／価格比率」が関係するが、特に「アルコール度数当たりの税額」が重要である。現行の蒸留酒に対する税率は、容量当たりでもアルコール度数当たりでも「デ・ミニミス」を超える格差があり、焼酎とウイスキー等は「同様に課税」されていない。

#### (3) 国内生産の保護

「国内生産に保護を与えるように適用」されているかどうかは、制度の構造及び運用に関する総合的かつ客観的な分析により判断する。現行制度は、高率の関税と酒税の課税上の差異等により、焼酎の国内生産に保護を与えており、ガット第3条2第2文に違反する。

(注) 上級委員会報告は、法的解釈においてパネル報告を一部修正しており、修正部分は上級委員会報告に、修正部分以外はパネル報告によることとされている。

(出所) 税制調査会関係資料集。

9-93 主要酒類の小売価格（消費税抜き）に占める酒税負担割合の推移（平成12年7月税制調査会）  
 主要酒類の小売価格（消費税抜き）に占める酒税負担割合の推移

	平元年 4月1日 (抜本後)	平2年 3月	平3年 3月	平4年 4月	平6年 3月	平6年 5月	平8年 10月	平9年 4月	平9年 10月	（単位：円、%）	
										平10年5月 乙類	平10年10月 (現行)
清酒（旧1級）	小売価格 1,699.03	1,815.54	1,728.16	1,825.25	1,834.96	1,834.29	1,834.29	1,834.29	1,834.29	—	—
（15度 1.8ℓ）	税額 331.74	331.74	240.66	240.66	240.66	252.90	252.90	252.90	363.42	—	—
	負担割合 19.5	18.3	13.9	13.2	13.2	13.8	13.8	13.8	28.2	—	—
しょうちゅう甲類	小売価格 1,058.26	1,135.93	—	—	—	1,203.81	1,203.81	1,203.81	1,286.67	1,369.53	1,369.53
（25度 1.8ℓ）	税額 215.64	215.64	—	—	—	280.26	280.26	280.26	363.42	446.58	446.58
	負担割合 20.4	19.0	—	—	—	23.3	23.3	23.3	28.2	32.6	32.6
〃 乙類	小売価格 1,087.38	1,165.05	—	—	—	1,310.68	1,310.68	1,310.68	1,398.10	1,486.67	1,486.67
（いも25度 1.8ℓ）	税額 127.44	127.44	—	—	—	183.78	183.78	183.78	271.26	358.92	358.92
	負担割合 11.7	10.9	—	—	—	14.0	14.0	14.0	19.4	24.1	24.1
ビール	小売価格 291.27	310.68	—	—	—	320.39	320.39	320.39	320.39	—	—
（633ml）	税額 131.91	131.91	—	—	—	140.52	140.52	140.52	140.52	—	—
	負担割合 45.3	42.5	—	—	—	43.9	43.9	43.8	43.8	—	—
〃	小売価格 203.89	213.60	—	—	—	218.45	218.45	217.15	217.15	—	—
（350ml・缶）	税額 72.94	72.94	—	—	—	77.70	77.70	77.70	77.70	—	—
	負担割合 35.8	34.1	—	—	—	35.6	35.6	35.8	35.8	—	—
果実酒	小売価格 796.12	825.25	—	—	—	834.96	834.96	780.00	780.00	—	—
（720ml）	税額 33.33	33.33	—	—	—	40.68	40.68	40.68	40.68	—	—
	負担割合 4.2	4.0	—	—	—	4.9	4.9	5.2	5.2	—	—
ウイスキー	小売価格 1,728.16	—	—	—	—	1,728.16	1,728.16	1,729.53	1,409.53	1,180.00	1,180.00
（旧1級）	税額 707.25	—	—	—	—	707.25	707.25	707.25	396.72	261.76	261.76
（40度 640ml）	負担割合 40.9	—	—	—	—	40.9	40.9	40.9	28.1	22.2	22.2
発泡酒	小売価格 —	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（麦芽25%未満）	税額 —	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（350ml・缶）	負担割合 —	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（備考）1 平成9年3月までの小売価格は、メーカー希望小売価格（消費税込み）を減算し、平成9年4月以降の小売価格は、メーカー希望小売価格（消費税抜き）に消費税を加算（円未満切捨て）した後、消費税相当分（5/105）を減算した。

2 平成9年4月以降の果実酒については、従来の商品が終売となったため、同容量で同価格帯の別銘柄を使用している。

3 平成9年10月以前のウイスキーについては、40度 720MLのものである。

（出所）税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」（平成12年7月14日）。

## 9-94 我が国及び米国・EU諸国の酒税制度の概要 (未定稿) (平成12年4月18日税制調査会)

我が国及び米国・EU諸国の酒税制度の概要 (未定稿)

(平成12年(2000年)1月現在)

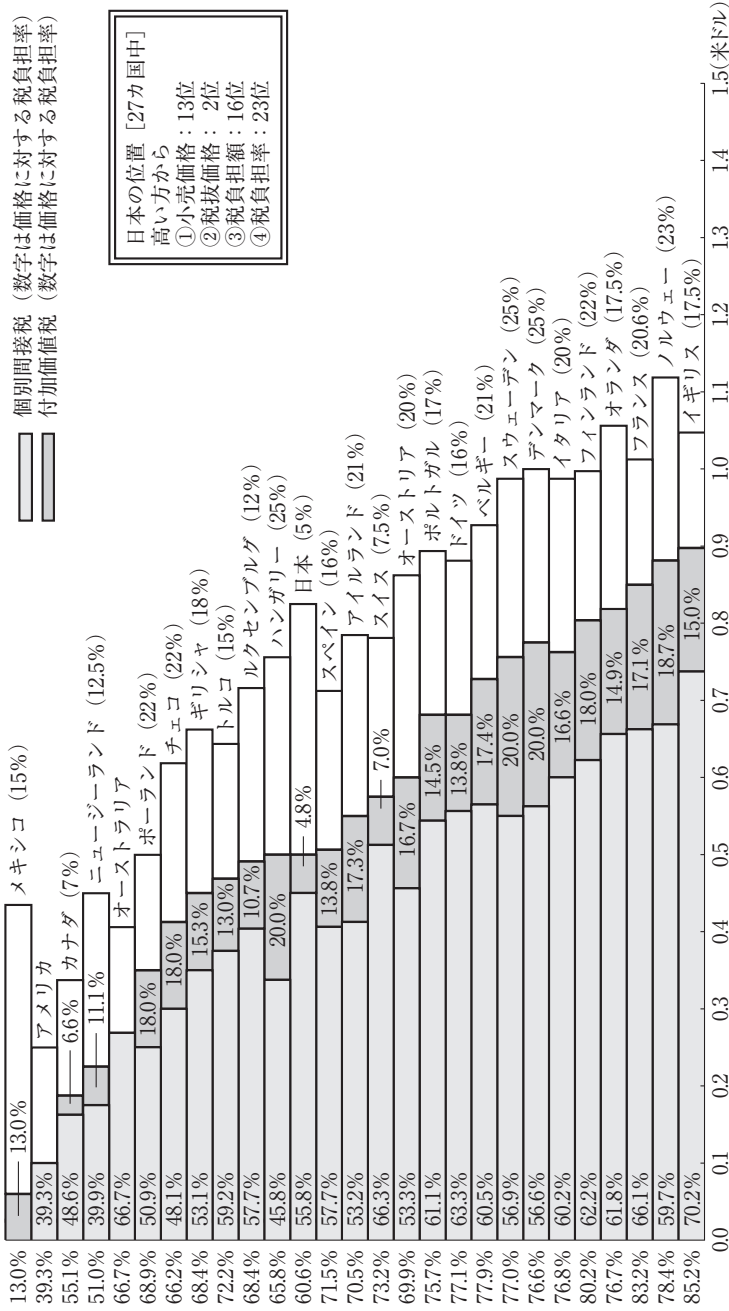
区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
税目	酒税	酒税	酒精税、ビール税、 税、混成ぶどう酒税、 酒税	ビール税(州税)、発泡 酒税、蒸留専売益金	アルコール消費税、ビー りんご酒等流通税
主な税率	(現行) (1ℓにつき) しょうちゅう甲類(25度)248,100円 しょうちゅう乙類(25度)199,400円 ウィスキー類(40度)409,000円 スピリッツ類(37度)367,188円 リキュール類(12度)119,088円  (注) しょうちゅう乙類(25度) については平成12年10月1日 に248,100円/ℓに引き上げら れる。	(1) 蒸留酒 1フルーフ・ガロンにつき 13,500ドル  (2) ビール 31ガロンにつき 18,000ドル 1ガロンにつき 14度以下 1,077ドル 14度超21度以下 1,577ドル 21度超24度以下 3,151ドル 24度超 13,500ドル (4) 発泡ぶどう酒 1ガロンにつき シヤンパン等 3,401ドル 人工炭酸酒 3,301ドル (注) 1フルーフ・ガロン とはアルコール分50度 のもの3,7854ℓ(1ガロ ン)をいう。	(1) 酒精税 純アルコール1ℓにつき 19,56ポンド  (2) ビール税 最終製品1ℓにつきアル コール1度ごとに 11,50ポンド  (3) ぶどう酒・混成ぶどう酒税 1ℓにつき 4度以下 46,01ポンド 4度超5.5度以下63,26ポンド 5.5度超15度以下 149,28ポンド 15度超22度以下199,03ポンド 22度超 純アルコール1ℓにつき 19,56ポンド なお、5.5度超8.5度以下 の発泡酒には161.20ポンド、 8.5度超15度以下は161.20ポンドの 税率が適用される。 (4) りんご酒 1ℓにつき 7.5度以下 25,27ポンド 7.5度超8.5度以下 37,92ポンド なお、5.5度超8.5度以下 の発泡酒には1ℓにつき 161.20ポンドの税率が適用さ れる。	(1) 蒸留専売益金 酒精1ℓにつき 2,550マルク  (2) ビール税 1アラトードごとに 1,54マルク  (注) プラトードとは、 ビールの麦汁エキス の基本濃度で、ビー ル100グラム当たりの グラム数で示される。  (3) 発泡酒税 (4) 発泡酒 1ℓにつき ・原則 266マルク ・アルコール濃度 6%未満 100マルク  (5) 中間製品 1ℓにつき ・原則 300マルク ・アルコール濃度 15%未満 200マルク ・発泡酒用の容器に 入っているもの あるいは、炭酸濃 度が一定以上のも の 266マルク	アルコール消費税、ビー りんご酒等流通税  (1) アルコール消費税 (イ) アルコール 純アルコール1ℓにつ き (a) ラム酒 5,474フラン (b) その他のアル コール製品 9,510フラン (ロ) 中間製品 製品1ℓにつき (a) 天然甘味ぶどう 酒及び甘味ぶどう 酒 350フラン (b) その他 1,400フラン  (2) ビール等消費税 製品1ℓにつきアル コール1度ごとに (a) アルコール度数28 度以下のもの 8,50フラン (b) その他 17フラン (3) ぶどう酒・りんご酒等 流通税 製品1ℓにつき (a) 発泡ぶどう酒 54,80フラン (b) その他のぶどう酒 22フラン (c) りんご酒等 7,60フラン
醸造酒等	清酒(15度) 140,500円 合成清酒(15度) 79,300円 みりん(13.5度) 21,600円 ビール 222,000円 果実酒 56,500円 甘味果実酒(12度) 98,600円 その他の雑酒(その他のもの) (12度) 98,600円	(例) ニューヨーク市 ・州酒税1ガロンにつき 蒸留酒 6,44ドル ビール 13,50セント ぶどう酒 18,93セント ・市酒税1ガロンにつき 蒸留酒 1,001ドル 12セント ぶどう酒 24度超のみ1,001ドル ・小売売上税 小売価格の8.25%	純アルコール1ℓにつき 19,56ポンド なお、5.5度超8.5度以下 の発泡酒には161.20ポンド、 8.5度超15度以下は161.20ポンドの 税率が適用される。 (4) りんご酒 1ℓにつき 7.5度以下 25,27ポンド 7.5度超8.5度以下 37,92ポンド なお、5.5度超8.5度以下 の発泡酒には1ℓにつき 161.20ポンドの税率が適用さ れる。	(1) アルコール消費税 (イ) アルコール 純アルコール1ℓにつ き (a) ラム酒 5,474フラン (b) その他のアル コール製品 9,510フラン (ロ) 中間製品 製品1ℓにつき (a) 天然甘味ぶどう 酒及び甘味ぶどう 酒 350フラン (b) その他 1,400フラン  (2) ビール等消費税 製品1ℓにつきアル コール1度ごとに (a) アルコール度数28 度以下のもの 8,50フラン (b) その他 17フラン (3) ぶどう酒・りんご酒等 流通税 製品1ℓにつき (a) 発泡ぶどう酒 54,80フラン (b) その他のぶどう酒 22フラン (c) りんご酒等 7,60フラン	付加価値税 20.6%
備考	消費税及び地方消費税 税率 5%		付加価値税 税率 17.5%	付加価値税 税率 16%	付加価値税 税率 20.6%

(出所) 税制調査会関係資料集。

9-95 OECD 諸国のガンリン1リットル当たりの価格と税（1999年第1四半期）（平成12年7月税制調査会）

OECD 諸国のガンリン1リットル当たりの価格と税（1999年第1四半期）

（税負担率）



税負担額順

個別間接税 (数字は価格に対する税負担率)  
付加価値税 (数字は価格に対する税負担率)

日本の位置 [27カ国中]  
高い方から  
①小売価格：13位  
②税抜価格：2位  
③税負担額：16位  
④税負担率：23位

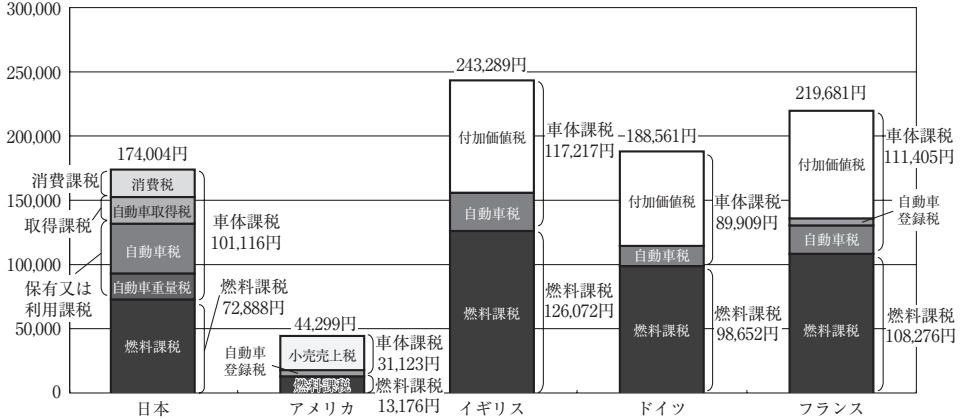
(注) 1 わが国の消費税は付加価値税に、アメリカの小売売上税、オーストラリアの卸売売上税は個別間接税に区分している。  
なお、( ) 書きは、各国のガンリンに対する付加価値税率である。

2 わが国の個別間接税は、揮発油税及び地方道路税。なお、石油税を加えた場合の税負担率は62.7%となる。  
(出典) IEA「エネルギー価格と税（1999年第1四半期）」。上記の内、ニュージーランドは、1998年第4四半期のデータである。  
(出所) 税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」（平成12年7月14日）。

9-96 自動車関係諸税の年間税負担額の国際比較 (試算) (2000ccクラスの自家用乗用車の例)  
(平成12年7月税制調査会)

自動車関係諸税の年間税負担額の国際比較 (試算) (2000ccクラスの自家用乗用車の例)

(単位:円)



(前提) 車両重量1.5トン、耐用年数6年、年間ガソリン消費量1,200ℓ、平成12年1月現在の税率  
 車体価格：日本 2,691,150円、アメリカ 19,063ドル、イギリス 19,990ポンド、ドイツ 51,504マルク、フランス 165,222フラン  
 燃料価格：日本 102.9円/ℓ、アメリカ 39.3セント/ℓ、イギリス 74.9ペンス/ℓ、ドイツ 1,959マルク/ℓ、フランス 6.83フラン/ℓ  
 為替レート：アメリカ 1ドル=112円、イギリス 1ポンド=180円、ドイツ 1マルク=60円、フランス 1フラン=18円  
 アメリカの小売売上税及び自動車登録税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の税率によった。  
 フランスの自動車登録税及び自動車税は、パリ地方の税率によった。

(出所) 税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」(平成12年7月14日)。

9-97 EU 諸国等における CO<sub>2</sub>税の概要 (未定稿) (平成12年7月税制調査会)

EU 諸国等における CO<sub>2</sub>税の概要 (未定稿)

施行日	オランダ	デンマーク	スウェーデン	ノルウェー	フィンランド
	1990年2月1日	1992年5月15日	1991年1月1日	1991年1月1日	1990年1月1日
課税物件及び税率	種別 税率 (ギルダー)	種別 税率 (クローネ)	種別 税率 (クローネ)	種別 税率 (クローネ)	種別 税率 (マルカ)
ガソリン(m <sup>3</sup> )	26.07	軽油(m <sup>3</sup> ) 270	ガソリン(m <sup>3</sup> ) 860	ガソリン(m <sup>3</sup> ) 920	無鉛ガソリン(m <sup>3</sup> ) 239
灯油(m <sup>3</sup> )	28.56	灯油(m <sup>3</sup> ) 270	灯油、軽油、重油(m <sup>3</sup> )	灯油、軽油、重油(m <sup>3</sup> )	有鉛ガソリン(m <sup>3</sup> ) 239
軽油(m <sup>3</sup> )	28.76	重油(トン) 320			470
重油(トン)	33.57	石炭(トン) 242	石炭、コークス(トン) 920	石油採掘の際に放出される天然ガス(1,000m <sup>3</sup> )	軽油(m <sup>3</sup> ) 270
石炭(トン)	24.28	LPG(トン) 160	LPG(トン) 1,112	700	重油(トン) 321
LPG(トン)	34.34		天然ガス(1,000m <sup>3</sup> ) 792	700	石炭(トン) 246
天然ガス(1,000m <sup>3</sup> )				700	天然ガス(1,000m <sup>3</sup> ) 103
0-10 mln. m <sup>3</sup>	22.40			700	
10- mln. m <sup>3</sup>	14.60			460	
課税段階	製造又は輸入時に、精製後に課税	生産時	生産又は輸入時	生産者、輸入者が小売業者へ販売する時	製品が輸入された時又は製造地から運び出された時
課税主体	国	国	国	国	国
税取の使途	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源

(注) 1 2000年1月現在。  
 2 従来の石油関連諸税に加えて、各燃料の炭素含有量、CO<sub>2</sub>排出量等に着目して税負担が定められる税を、「CO<sub>2</sub>税」として上記に掲げている。イギリス、ドイツ及びフランスには「CO<sub>2</sub>税」に相当するものはない。  
 3 1ギルダー=53円、1デンマーク・クローネ=16円、1スウェーデン・クローネ=13円、1ノルウェー・クローネ=14円、1フィンランド・マルカ=20円(基準外国が替相場及び裁定外国が替相場：平成11年6月から平成11年11月までの実勢為替相場の平均値)。

[各国資料に基づき作成]

(出所) 税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」(平成12年7月14日)。



## 9-98 近年の主要欧州諸国における税制面からの地球温暖化対策の取組み（未定稿） （平成12年7月税制調査会）

### 近年の主要欧州諸国における税制面からの地球温暖化対策の取組み（未定稿）

	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア
取組み	<p>（燃料税のエスカレーター）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1993年以降、CO<sub>2</sub>を削減するため、インフレ率+<math>\alpha</math>%の率で燃料税を増額する、いわゆる燃料価格エスカレーターが採用されていた。（'93～'94は+3%、'94～'96は+5%、'97～'99は+6%。しかし、2000年度改正でエスカレーターは停止され、税率引上げは個別に判断されることとなった。）</li> <li>（気候変動税）</li> <li>○ 2001年から、産業用の化石燃料消費及び電力消費を課税対象とする気候変動税の導入が予定されており、現在、法案が国会審議中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1998年9月の総選挙で、社会民主党との同盟90・緑の党（「緑の党」）の連立政権が発足し、環境対策がより積極的に進められることとなった。</li> <li>○ 1999年3月に「環境関連税制の開始に関する法律」が成立し、電気税が新設されるとともに、既存の鉱油税の引上げが行われた。</li> <li>○ 併せて、新設の電気税及び既存の鉱油税について、2000年以降4年間にわたり、税率が段階的に引上げられることが法定されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原子力発電への依存度が高く、CO<sub>2</sub>排出量は比較的低いレベルにあることから、必ずしもCO<sub>2</sub>削減に積極的でないとされていたが、既存の汚染活動一般税（廃棄物、大気汚染物質、航空機騒音等）について企業に対し課税を拡張する形で2001年から化石燃料消費に対して炭素含有量に応じた課税を導入することについて検討されている。</li> <li>○ 燃料に対する従来の石油産品内消費税の取扱いについては、未定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1999年、石炭、コークス等を既存の物品税の課税対象に加えるとともに、鉱物油に係る物品税率について、2005年1月まで段階的に引上げる旨（暖房用メタンについてのみ引下げ）が定められた。</li> </ul>
課税標準、減免措置等	<p>（気候変動税）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本的に、各燃料ごとの炭素含有量の平均値を用いつつ、エネルギー量を課税標準としている。</li> <li>○ 従来の燃料税の課税対象及び家庭用・発電用・輸送用の燃料・エネルギーは非課税。エネルギー大量消費型産業については政府と省エネルギー目標に関する協定を結んだ場合の80%軽減措置等の減免措置が設けられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 99年のパッケージにおいては、国内の産炭地への配慮から、CO<sub>2</sub>排出量の多い石炭が適用対象外となっている。</li> <li>○ 鉱油税の税率は必ずしも炭素含有量に対応したものではない。</li> <li>○ 電気税・鉱油税ともに、製造業者等に対しては、一定量以上の消費の場合の税率軽減等の減免措置が設けられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税率は、基本的に炭素含有量に比例。</li> <li>○ 一般家庭のエネルギー消費活動については対象外。</li> <li>○ エネルギー多消費型産業等については、減免措置を検討中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税率は、炭素含有量等を考慮して定められている。</li> <li>○ 発電用の鉱物油等については、減免措置が設けられている。</li> </ul>

（出所）税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」（平成12年7月14日）。

## 9-99 紙巻たばこの税負担割合の推移（旧3級品を除く）（平成12年7月税制調査会）

### 紙巻たばこの税負担割合の推移（旧3級品を除く）

年度	平均価格	消費税額	消費税抜き			合計税額 （たばこ税・消費税） の負担割合
			平均価格	国・地方の たばこ税額	たばこ税の 負担割合	
	円/20本	円	円/20本	円	%	%
元	224.80	6.54	218.26	125.04	57.3	58.5
2	226.01	6.58	219.43	125.04	57.0	58.2
3	227.45	6.62	220.83	125.04	56.6	57.9
4	228.40	6.65	221.75	125.04	56.4	57.7
5	229.31	6.67	222.64	125.04	56.2	57.4
6	230.15	6.70	223.45	125.04	56.0	57.2
7	230.57	6.71	223.86	125.04	55.9	57.1
8	231.01	6.72	224.29	125.04	55.7	57.0
9	239.09	11.38	227.71	125.04	54.9	57.1
10(4～11)	239.04	11.38	227.66	125.04	54.9	57.1
10(12～3)	257.79	12.27	245.52	141.44	57.6	59.6
11	257.89	12.28	245.61	141.44	57.6	59.6

（注）平成10年12月以降のたばこ税にはたばこ特別税を含む。

（出所）税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」（平成12年7月14日）。

## 9-100 登記の種類別登録免許税額（平成12年7月税制調査会）

## 登記の種類別登録免許税額

種 類	登録免許税額 (平成10年度)	主 な 税 率 等		
		登 記 等 の 例	課税標準	税 率
不動産登記  うち土地	7,940億円 (91.7)	売買による所有権の移転登記	(注2) 不動産の価額	1,000分の50
		贈与による所有権の移転登記	不動産の価額	1,000分の25
	6,574億円 (75.9)	相続・合併による所有権の移転 登記	不動産の価額	1,000分の6
		建物の所有権の保存登記	不動産の価額	1,000分の6
		抵当権（根抵当権を含む）の設 定登記	債権金額等	1,000分の4
商 業 登 記	623億円 (7.2)	株式会社の設立登記 〃 増資登記	資本の金額 増加資本の金額	1,000分の7
		株式会社の合併による設立登記 〃 増資登記	資本の金額 増加資本の金額	1,000分の1.5 (注3)
		役員の変更登記	申請件数	1件につき3万円
そ の 他 (人的資格等)	95億円 (1.1)	銀行業の免許	免許件数	1件につき15万円
		医師、弁護士、税理士等の登録	登録件数	1件につき6万円
計	8,658億円 (100)			

(注) 1 ( ) は、登録免許税額の合計額に占める各種類別の構成比(%)である。

- 「不動産の価額」は、固定資産税評価額である。ただし、土地に係る登記については、平成11年4月1日から平成15年3月31日まで課税標準額を固定資産税評価額の3分の1とする措置が採られている。
- 合併による設立(増資)登記の税率については、合併により消滅した会社の合併直前の資本金額を超える部分は、1,000分の7である。
- 産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画等に基づき行われる設立又は増資の登記については、租税特別措置法第80条第2項により、1,000分の1.5(合併による場合は1,000分の1)とされている。

(出所) 税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」(平成12年7月14日)。